

スキルアップのために養成機関で修業するときの生活費を支給します！

高等職業訓練促進給付金

対象者

- 豊中市内在住
- 20歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭の親
- 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方（※）
- 対象資格の取得等が見込まれる方
- 母子父子自立支援員の相談を通じて、仕事または育児と学業の両立が困難であると認められる方
- 過去に訓練促進給付金・修了支援給付金を受給していない方

（※）所得基準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き利用対象となる場合があります。



対象資格

- ①②すべてに該当するもの
- ① 就職の際に有利となる資格
 - ② 養成機関において、6か月以上のカリキュラムを修業するもの

資格例

医療

- ・看護師・准看護師・作業療法士
- ・理学療法士・歯科衛生士 など

福祉・心理

- ・保育士・介護福祉士 など

IT

- ・シスコシステムズ認定資格
- ・LPI認定資格 など

その他の国家資格

- ・美容師・調理師 など

支給内容

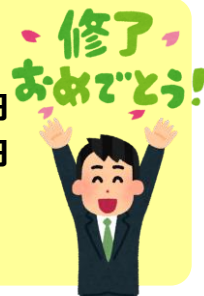
修業中 訓練促進給付金

住民税非課税世帯 月額100,000円
住民税 課税世帯 月額 70,500円

※最終の1年間は支給額を4万円加算
※最大4年間の支給（条件あり）

修了後 修了支援給付金

住民税非課税世帯 50,000円
住民税 課税世帯 25,000円



予約・お問い合わせはこちら

※予約を取り、事前相談を受けてください。対象資格・受給要件の審査があります。

豊中市こども未来部子育て給付課

TEL：06-6858-2767

（受付時間 月～金曜日（祝・休日除く）9:00～17:15）

その他ひとり親
支援制度等は
こちらから→



高等職業訓練促進給付金等 申請手続きのながれと請求手続きについて

母子・父子自立支援員による事前相談を受けてください。

事前相談（要予約）
Tel:06-6858-2767

<持参するもの>

- ☐ 進学先（予定）のパンフレット
（カリキュラムのわかるもの）
- ☐ 資金計画書等

自立支援プログラム申込・
プログラム策定

<提出書類等>

- ☐ 訓練促進給付金申込書
- ☐ 同意書（本人及び18歳以上の同居親族自署要）
- ☐ 在学証明書
- ☐ 児童扶養手当証書・ひとり親家庭医療証など
※扶養義務者の所得で児童扶養手当が停止の方
「認定通知書」及び「支給停止通知書」
- ☐ 振込口座のわかるもの
- ☐ マイナンバーのわかるもの（本人及び同居親族分）

訓練促進給付金

支給申込
（要予約）

修業開始日以降

審査

<子育て給付課から送付書類>

高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書

支給決定

支給開始

<修業期間中の必要書類>

【毎月】

- ☐ 出席日数が確認できる証明書

（毎月学校から証明を受けてください）

※翌月10日までの提出→25日に支給

【8月更新時】（支給金額の見直しを行います）

- ☐ 訓練促進給付金申込書

☐ 同意書（本人及び18歳以上の同居親族自署要）

【4月進級時】

- ☐ 新学年の在学証明書

☐ 成績証明書

学校卒業

30日以内

修了支援給付金

支給申込

<提出書類等>

- ☐ 訓練促進給付金申込書
- ☐ 同意書（本人及び18歳以上の同居親族自署要）
- ☐ 卒業証明書（卒業証書のコピー可）
- ☐ 児童扶養手当証書・ひとり親家庭医療証など
※扶養義務者の所得で児童扶養手当が停止の方
「認定通知書」及び「支給停止通知書」
- ☐ 振込口座のわかるもの
- ☐ マイナンバーのわかるもの（本人及び同居親族分）

審査・支給決定